

# 熊本県公報

号外 第 3 1 号  
平成 28 年 3 月 31 日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	( 〃 ) 1
○熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	( 〃 ) 1
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 2
<b>訓 令</b>	
○熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課) 2
○熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 2
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 3
○財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 3
○熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 4
○熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 4
○熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 4
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 4
○熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 5
○熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 6
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 6
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	( 〃 ) 6
○熊本県消費生活センター処務規程	( 〃 ) 7

## 規 則

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 1 号

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則  
熊本県公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「総務部総務私学局管財課長（以下「管財課長」を「総務部総務私学局財産経営課長（以下「財産経営課長」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 15 条第 2 項中「管財課長」を「財産経営課長」に改める。

第 44 条第 1 項中「総務部総務私学局管財課」を「総務部総務私学局財産経営課」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 2 号

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則  
熊本県庁舎等管理規則（昭和 42 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 2 熊本県庁の位置に関する条例に定める位置に所在する庁舎等のうち、前各項に規定する庁舎等又は室以外の庁舎等又は室の項中「管財課長」を「財産経営課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第23号**

熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成14年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「環境生活部環境局廃棄物対策課」を「環境生活部環境局循環社会推進課」に改める。

附 則  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第24号**

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第21条第3項中「速やかに」を「当該現金を収納した日又はその翌日（当該翌日が熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日（以下この項及び第29条第1項において「県の休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い県の休日でない日）に」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。  
4 会計管理者等は、前項の規定にかかわらず、収納した現金（現金に代えて納付された証券を除く。）が少額である場合には、10,000円に達するまでの金額を取りまとめて払い込むことができる。ただし、当該金額を取りまとめる期間は、歳入を現金で収納した日から7日を超えてはならない。  
5 前2項の規定による収納した現金の払込みについては、これらの規定により難い事情がある場合は、これらの規定にかかわらず、知事が別に定めるところによる。  
第29条第1項中「速やかに」を「当該歳入を徴収し、又は収納した日又はその翌日（当該翌日が県の休日に当たるときは、その日後において最も近い県の休日でない日）に」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
2 前項の規定にかかわらず、歳入を徴収し、又は収納した日から7日を超えない日まで範囲内において当該歳入の払込みについて徴収又は収納の事務の委託契約に別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。  
別表第4知事部局の項中「情報企画課」の次に「統計調査課」を加え、「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に、「産業人材育成課」を「労働雇用創生課」に改め、「管財課」を「財産経営課」に改める。

附 則  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**訓 令**

**熊本県訓令第6号**

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部を改正する訓令  
熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程（昭和23年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「管財課長」を「財産経営課長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第7号**

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県港管理事務所処務規程（昭和30年熊本県訓令第605号）の一部を次のように改正する。

第4条第18号及び第20号中「の徴収」を削る。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各地方出先機関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中42の項を削り、41の項を42の項とし、40の項の次に次の1項を加える。

41	熊本県商工観光労働部国際スポーツ大会推進局長印	21	一般文書用	商工観光労働部国際スポーツ大会推進局	国際スポーツ大会推進課長
----	-------------------------	----	-------	--------------------	--------------

別表第1の43の項公印の種類欄中「熊本県農林水産部生産局長印」を「熊本県農林水産部生産経営局長印」に、同項使用する機関欄中「農林水産部生産局」を「農林水産部生産経営局」に改める。

別表第2中42を削り、41を42とし、40の次に次のように加える。

41

熊本県商工
観光労働部
国際スポーツ
大会推進局長

縦21 横21

別表第2の43を次のように改める。

43

熊本県農林
水産部生産
経営局長

縦21 横21

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各地方出先機関

財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令  
財産取扱者設置規程（昭和39年熊本県訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号中「管財課長」を「財産経営課長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令  
熊本県自家用電気工作物保安規程（昭和41年熊本県訓令甲第3号）の一部を次のよう  
に改正する。  
別表本庁の庁舎の構内に設置する電気工作物の項中「管財課長」を「財産経営課長」に  
改める。

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

知 事 部 局  
教 育 庁  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
警 察 本 部  
労 働 委 員 会 事 務 局  
企 業 議 会 事 務 局  
熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁舎等防火管理規程（昭和42年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正  
する。  
第16条第3項中「総務部総務私学局管財課」を「総務部総務私学局財産経営課」に改  
める。

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県ダム管理所処務規程（昭和48年熊本県訓令第67号）の一部を次のように改正  
する。  
第3条第15号中「建設工事の」の次に「計画調整、」を加え、「、検査」を削り、同  
条に次の2号を加える。  
(16) 建設工事の総合評価方式による入札に係る落札者決定基準に関すること。  
(17) 建設工事の受託施行に関すること。

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように  
改正する。

別表第 1 企画調整部の項中「

企画課
情報課

」を「

企画情報課
-------

」に、

同表生産環境研究所の項中「

環境保全研究室
施設経営研究室
病害虫研究室
土壌肥料研究室

」を「

土壌環境研究室
施設経営研究室
病害虫研究室

」に、同

表い業研究所の項中「

育種・栽培研究室
加工・機能性研究室
土壌肥料研究室

」を「

フードバレー推進室
いぐさ研究室
野菜栽培研究室
いぐさ普及指導室

」に改める。

別表第 4 企画調整部の部企画課の項を次のように改める。

企画情報課	1	農業技術会議に関すること。	
	2	種苗法（昭和 22 年法律第 115 号）の施行に関すること。	
	3	試験研究の企画調整に関すること。	
	4	試験研究の課題の設定及び進行管理に関すること。	
	5	試験研究成果の評価及び公表に関すること。	
	6	農業技術情報に関すること。	

別表第 4 企画調整部の部情報課の項を削り、同表生産環境研究所の部環境保全研究室の項を次のように改める。

土壌環境研究室	1	土壌及び肥料の試験研究及び調査に関すること。	
	2	土壌保全の試験研究及び調査に関すること。	
	3	農用地の環境保全の試験研究に関すること。	
	4	農薬残留及び重金属汚染の試験研究及び調査に関すること。	
	5	農地基盤の改善に係る試験研究及び調査に関すること。	

別表第 4 生産環境研究所の部土壌肥料研究室の項を削り、同表い業研究所の部育種・栽培研究室の項及び加工・機能性研究室の項を次のように改める。

フードバレー推進室	1	県南地域で生産された農林水産物を活用した食品等に関連する産業、研究等に係る機能の集積等に向けた取組の推進に関すること。	
いぐさ研究室	1	い草の品種育成の試験研究に関すること。	
	2	い草原原苗の育成に関すること。	
	3	い草栽培の試験研究に関すること。	
	4	い草加工の試験研究に関すること。	
	5	い草の機能性の試験研究に関すること。	

別表第 4 い業研究所の部に次のように加える。

いぐさ普及指導室	1	い草に係る農業改良助長法第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。	
----------	---	--	--

附 則

- この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 熊本県フードバレー推進室設置規程（平成 25 年熊本県訓令第 24 号）は、廃止する。

熊本県訓令第 14 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令  
熊本県職務発明等に関する規程（平成 2 年熊本県訓令第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「総務部総務私学局管財課」を「総務部総務私学局財産経営課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号  
熊本県公営企業管理規程第4号  
熊本県教育委員会訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局  
教 育 局

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫  
熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「廃棄物対策課長」を「循環社会推進課長」に、「農産課長 園芸課長」を「農産園芸課長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令  
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。  
第1条の表商工観光労働部商工労働局労働雇用課の項中「商工観光労働部商工労働局労働雇用課」を「商工観光労働部商工労働局商工振興金融課」に、「商工観光労働部商工労働局産業人材育成課」を「商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課」に改め、同表農林

水産部農林水産政策課の項中「農林水産部団体支援課」を「農林水産部団体

支援課  
アグリビジネス課」に改め、同表農林水産部経営局農地・農業振興課の項を削り、同表

農林水産部生産局農業技術課の項中「農林水産部生産局農業技術課」を「農林水産部生産経営局農業技術課」に、「農林水産部生産局農産課」を「農林水産部生産経営局農産園芸課」に、「農林水産部生産局園芸課」を「農林水産部生産経営局農地・担い手支援課」に

改め、同表農林水産部農村振興局農村計画課の項中「農林水産部農村振興局技術管理課  
農林水産部農村振興局農地整備課」

を「農林水産部農村振興局農地整備課  
農林水産部農村振興局むらづくり課  
農林水産部農村振興局技術管理課」に改める。

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号  
熊本県公営企業管理規程第5号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の1の表中「管財課 管」を「財産経営課 財経」に、「廃棄物対策課 廃対」



- (8) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
- (12) その他軽易な事項に関する事。

（代決）

第7条 センター長専決事項について、センター長が不在のときは、次長（次長を置かない場合にあつては、センター長があらかじめ指定した職員）が代決することができる。

2 前項の場合（次長を置かない場合を除く。）において、次長が不在のときは、センター長があらかじめ指定した職員がセンター長専決事項を代決することができる。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。